

院内売店営業者募集要項

受 付 期 間

令和7年7月 1日（火）から

令和7年7月31日（木）まで

町立別海病院

院内売店営業者募集要項

1 売店運営の予定期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで（以後、1年ごと更新可能）

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 別海町に住所を有する者であること。
- (3) 現在、小売業を営んでおり、3年以上の運営経験があること。
- (4) 通常の販売品（飲食物）のほか、入院に必要な日用品に対応できること。
- (5) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) 町税の滞納がないこと。

3 応募方法

次のとおり持参提出すること。（郵送不可）

- (1) 提出先 町立別海病院 事務局 事務課 総務担当
- (2) 提出書類 ①院内売店営業申込書【別紙様式】
②別海町が発行する納税証明書
③（法人の場合）法人の登記事項証明書

4 選考方法

申込者の中から、町立別海病院事務局において書類審査により決定します。

ただし、必要に応じ、ヒアリングを実施します。

なお、選考要件を満たす者が複数いる場合は、抽選により決定します。

5 選考スケジュール

- (1) 受付期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
- (2) 審査決定 令和7年8月上旬

6 施設の概要

- (1) 施設名 町立別海病院
- (2) 所在地 野付郡別海町別海西本町103番地9

(3) 職員数 119人(令和7年6月末現在)

(4) 病床数 84床

(5) 外来患者数 一日当たり200人程度

7 売店スペース等の概要

(1) 場所 1階【別紙平面図のとおり】

(2) 面積 6.36㎡

(3) 自動販売機 1階に4台、2階に2台設置可能。

(4) 上下水道・ガス設備はありません。

(5) 倉庫・保管庫はありません。

8 売店運用条件

(1) 運用開始(更新に際しては毎年度当初)までに別海町行政財産使用許可申請を行い、許可証の交付を受けてください。

ただし、別海町行政財産使用料条例に基づく建物使用料及び電気料は免除する予定です。

(2) 営業時間は、外来休診日(※)を除く、午前9時から午後5時までとします。

※土日、祝日、年末年始(12月31日～1月5日)

ただし、上記により難しい場合は、協議により決定します。

(3) アルコール類、たばこ、その他療養に適さないものの販売は認めません。

9 法令等の遵守等

(1) 食品衛生法、その他法令等を遵守すること。

(2) 運営方針、販売商品等について、病院内の売店として利便性向上に最大限努力すること。

10 その他

(1) 院内での売店営業の権利を他人に譲渡することは認めません。

(2) 営業上必要な事項は、営業を開始するまでにあらかじめ関係機関と協議を行い、許可を受けておくことが必要です。

(3) 病院の施設、備品等を損傷した場合は弁償していただきます。

(4) 行政財産の使用条件に違反した場合、その他病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消します。

11 問合せ先

町立別海病院 事務局 事務課 総務担当

電話番号 0153-75-2311 (代表)

受付時間 平日 午前8時30分～午後0時30分

午後1時30分～午後5時15分